

6. 廃止、休止、再開届

薬局の業務を廃止し、30日以上休止し、又は休止していた業務を再開した場合は30日以内に届出が必要です。

また、業務を廃止するため、許可の更新を行わずに有効期間が満了した場合でも廃止届書を提出してください。

(1) 廃止届

薬局の業務を廃止した場合には、廃止後30日以内に届け出てください。

<必要な書類等>

- ① 廃止届書（規則 様式第八）（p68 参照）
- ② 許可証（原本）
- ③ 許可証を紛失した場合には、紛失理由書（p87 参照）

<留意事項>

- ① 麻薬小売業者の免許を取得している場合は、麻薬の不法所持を防止するため、薬局の廃止届出前に大阪府へ相談してください。
- ① 覚醒剤原料を所有している場合は、薬局を廃止する前に大阪府へ相談してください。
- ② 経営者の死亡（個人）又は解散（法人）により薬局を廃止する場合は、その相続人、相続人に代わって相続財産を管理する者、清算人、破産管財人、若しくは合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者が代理人として届出を行ってください。

(2) 休止届

薬局の業務を30日以上休止する場合には、休止後30日以内に届け出てください。なお、休止の期間は概ね3ヶ月以内とします。

<必要な書類等>

- ・ 休止届書（規則 様式第八）（p68 参照）

(3) 再開届

休止していた業務を再開した場合には、再開後30日以内に届け出てください。

<必要な書類等>

- ・ 再開届書（規則 様式第八）（p68 参照）

<留意事項>

- ・ 兼営事業として管理医療機器の販売業又は貸与業の届出をしている場合は、本届出によりその業務を廃止し、休止し、又は休止した業務を再開した場合における届出を行ったものとみなされます（令第49条第1項第2号）。

様式第八 <記載例>

休 止
 廃 止 届 書
 再 開

業 務 等 の 種 別	薬局	①
許 可 番 号 及 び 年 月 日	第〇〇A〇〇〇〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日	②
薬 局 の 名 称	〇 〇 薬 局	③
薬 局 の 所 在 地	高槻市 〇〇町〇〇丁目〇番〇号	③
休 止、廃 止 又 は 再 開 の 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日	④
備 考	理由：経営者変更による廃止。 TEL:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	⑤

休止
 上記により、(廃止)の届出をします。
 再開

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

住所 [法人にあつては、主たる事務所の所在地] 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

氏名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名] 〇〇 〇〇

⑥

(宛先) 高槻市長

様式第八 <記載例>

(休 止)
 廃 止 届 書
 再 開

業 務 等 の 種 別	薬局	①
許 可 番 号 及 び 年 月 日	第〇〇A〇〇〇〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日	②
薬 局 の 名 称	〇 〇 薬 局	③
薬 局 の 所 在 地	高槻市 〇〇町〇〇丁目〇番〇号	③
休 止、廃 止 又 は 再 開 の 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日までの予定	④
備 考	理由：管理者が病気療養中のため。 TEL:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	⑤

(休 止)

上記により、廃止の届出をします。
 再開

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

住所 法人にあつては、主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

⑥

氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 〇〇 〇〇

(宛先) 高槻市長

<記載上の留意事項（休止、廃止、再開届書）>

① 業務等の種別

- ・薬局と記載してください。

② 許可番号及び年月日

- ・許可番号は、許可証に記載されている番号を記載してください。
- ・許可年月日は、許可証に記載されている有効期間の開始年月日を記載してください。発行年月日と間違えないこと。

③ 薬局の名称・所在地

- ・薬局の名称・所在地を記載してください。

④ 休止、廃止又は再開の年月日

- ・休止、廃止又は再開の年月日を正確に記載してください。
- ・休止の場合には、「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの予定」と記載してください。

⑤ 備考

- ・休止又は廃止の場合には、理由を簡単に記載してください。

⑥ 申請者の住所及び氏名

- ・住所については、個人の場合は現住所を、法人の場合は登記されている本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- ・氏名については、法人の場合は登記されている商号及び代表者の氏名を記載してください。
- ・開設者が死亡（個人）若しくは解散（法人）した場合には、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者が代理人として廃止届出を行ってください。